

Tax Alert

Tax and Legal

November 2020

移転価格に関するDecree 132

2020年11月5日、政府は、Decree 20/2017 /ND-CP (「Decree 20」) 及びDecree 68 / 2020 /ND-CP (「Decree 68」) に代わるDecree 132/2020 /ND-CP (「Decree 132」) を公表しました。Decree 132は、2020年12月20日から有効となり、2020年事業年度以降に適用されます。

Decree132における主な変更点は以下のとおりです。

1. 適用範囲の拡大

Decree 132は、関連当事者取引のある法人税 (CIT) の納税義務者に適用されます。従って、外国契約者も当該Decreeの適用対象となる可能性があります。

ただし、外国契約者は独立企業間価格の原則のみが対象となるのか、それとも移転価格に関する情報の開示及び文書化義務の対象となるのかについては、Decree 132では明確になっておりません。

2. 独立企業間価格レンジの下限値の引き上げ

Decree 20の独立企業間価格レンジの下限が第25百分位から第35百分位に引き上げられ、Decree132では、当該レンジが第35百分位から第75百分位までとされました。納税者の分析結果がこの新しい独立企業間価格レンジから外れた場合、税務当局は中央値まで移転価格調整を行うことができます。

納税者は、移転価格リスクを回避するために、今後の移転価格ポリシーを再検討し、必要に応じてベンチマーク分析を調整する必要があります。

3. 商用データベースの使用

Decree 132 は、納税者と税務当局両方による商用データベースと公開情報の使用を引き続き認めています。

しかし、納税者が税金に関する法規制に準拠していないとみなされる場合、税務当局は内部データベース(すなわち、“非公開”の比較対象データ)を使用して、課税することができると規定しています。納税者が規則に準拠しているかの判断は主観的になるため、納税者と税務当局との間で議論になるものと思われます。

4. 国別報告書の提出要件の変更

国別報告書の作成と提出に関する主な変更点は以下のとおりです：

- 課税年度の全世界の連結売上が18兆ドルを超えるベトナムの最終親会社は、当該課税年度末から12ヶ月以内に国別報告書を税務当局に提出しなければなりません。
- 国別報告書を提出することを義務づけられている外国の最終親会社の所在地国とベトナムが自動的に交換多国間合意 (AEOI) を締結している場合、原則的には税務当局がAEOI に従って国別報告書を入手します。ただ

し、以下の場合は、国別報告書を現地で提出する必要があります：

- 最終親会社が所在する国・地域がベトナムとの情報交換に関する二国間条約を締結していない
 - 最終親会社が所在する国・地域がベトナムとの情報交換に関する二国間条約を締結しているが、ベトナムに国別報告書の内容を自動的に提供するための情報の自動交換システムが停止された、もしくは機能していない
- 最終親会社が外国の法人で、ベトナムに複数の納税者があり、国別報告書の提出を行うベトナム納税者を通知書で選定した場合、選定されたベトナム納税者は国別報告書を提出する必要があります。また、親会社の会計年度の終了日までに当該選定通知書を税務当局に提出する必要があります。

5. 利息費用の損金算入限度額

Decree 132では、Decree 68の変更点と同様、損金算入限度額について以下の変更がなされました：

- Decree 20ではEBITDAの20%とされていた損金算入限度額が、EBITDA の30%に引き上げられます。なお、EBITDAは、利払前・償却前・税引前の純営業利益合計として算定されます。
- Decree 20には、支払利息と受取利息の相殺に関する記載はありませんが、利息費用は純支払利息（すなわち、受取利息と相殺後）として計算されることが明記されました。
- 新しい損金算入限度額は2017年度まで遡及適用されますが、遡及適用するためには、法人税修正申告書を2021年1月1日までに提出する必要があります。
- 損金不算入となる利息費用は、5年以内の期間にわたり繰越し、その後の損金算入限度額を超えない範囲で使用することができます。但し、繰越しについては2019会計年度から適用され、2017年度までの遡及適用ができません。
- なお、当該限度額は、特定の政府支援融資には適用されません。

6. その他の注目点

- Decree 132では関連者の定義が拡大され、企業と個人との一定の資本譲渡取引及び融資取引が関連者間取引に含まれることとなりました。
- Decree 132によると、各当事者の状況及び取引の性質によって海外の関連者をベンチマーク分析の「比較対象企業」として選択することができます。
- 税務調査・移転価格調査の際に税務当局から要請されるTP文書の提出の期限は税務調査に関する法令に従わなければならないと規定されていますが、当該法令には情報提供の期限について詳細の記載がありません。そのため、納税者が税務調査官の要請を受けてから数日以内にTP文書を提出することとなる可能性があります。
- 国内の関連者とのみ関連者間取引のある納税者の場合で、納税者と関連者に適用される法人税率が同じであり、かつ、いずれの当事者も優遇税制を享受していない場合、移転価格文書の作成は免除されます。

Decree 132は2020年の事業年度から適用されるため、事業や税務コンプライアンスに及ぼす潜在的な影響を評価することが必要です。

追加の情報及びサポートが必要な場合は、弊社まで遠慮なくご相談ください。

© 2020 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Contact us

KPMG Limited

監査・アシュアランス業務、税務・投資・コーポレートサービス、ビジネス・アドバイザー・サービス、
ファイナンシャル・アドバイザー・サービス、ITコンサルティング

Japanese Practice

Hanoi

46th Floor, Keangnam Hanoi Landmark Tower,
72 Building, Plot E6, Pham Hung Street,
Cau Giay New Urban Area, Me Tri Ward,
South Tu Liem District, Hanoi, Vietnam

T: +84 (24) 3946 1600
F: +84 (24) 3946 1601
E: kpmghanoi@kpmg.com.vn

谷中 靖久 HCMC 兼任

公認会計士 (日本) ダイレクター
E: yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

大門 亮介

公認会計士 (日本) シニアマネージャー
E: ryosukeokado@kpmg.com.vn

東木 隆則

公認会計士 (日本) シニアマネージャー
E: takanoritoboku@kpmg.com.vn

秋田 憲宏

公認会計士 (日本) マネージャー
E: norihiroakita@kpmg.com.vn

大塚 元喜

公認会計士 (米国) アシスタント マネージャー
E: gotsuka@kpmg.com.vn

Pham Thi Thu Huong - 日本語可

アシスタント マネージャー
E: huongtpham@kpmg.com.vn

Le Thi Thu Trang - 日本語可

アシスタント マネージャー
E: trangtle1@kpmg.com.vn

Ho Chi Minh City

10th Floor, Sunwah Tower,
No. 115, Nguyen Hue Street,
Ben Nghe Ward, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam

T: +84 (28) 3821 9266
F: +84 (28) 3821 9267
E: kpmghcmc@kpmg.com.vn

古屋 秀規

公認会計士 (日本) シニアマネージャー
E: hfuruya@kpmg.com.vn

小熊 崇史

公認会計士 (日本) シニアマネージャー
E: takafumioyuma@kpmg.com.vn

西井 康雄

公認会計士 (日本) マネージャー
E: ynishii1@kpmg.com.vn

角田 長基

アシスタント マネージャー
E: masakikakuda@kpmg.com.vn

Nguyen Duc Bui Nam - 日本語可

アシスタント マネージャー
E: nambnguyen@kpmg.com.vn

Vu Thuy An - 日本語可

アシスタント マネージャー
E: antvu@kpmg.com.vn

Nguyen Ha Thuy - 日本語可

シニア
E: thuyhnguyen@kpmg.com.vn

ベトナムデスク

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

100-8172
東京都千代田区大手町1-9-7
大手町フィナンシャルシティ
サウスタワー

中谷 剛之

パートナー
T: +81 33548 5805
F: +81 33548 5815
E: takeshi.nakatani@jp.kpmg.com

大阪事務所

541-0048
大阪市中央区
瓦町3-6-5
銀泉備後町ビル

鈴木 智博

マネージャー
E: Tomohiro.Suzuki@jp.kpmg.com
T: +81 67731 1000
F: +81 67731 1001

© 2020 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.